

栃木県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 県の交付する栃木県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県内の中小企業等の新商品・新サービスの開発や販路開拓など「攻めの経営」への意欲を喚起し、その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の採用を支援することで、地方への人材環流を促進するとともに、地域経済全体としての成長力を高めるため、県内中小企業等における副業・兼業でのプロフェッショナル人材活用を促進することで、企業の経営課題解決や成長戦略の具現化に必要な人材確保を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

(2) 栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）

県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、人材ニーズを掘り起こすとともに、民間人材ビジネス事業者と連携してそれらの企業等とプロフェッショナル人材のマッチング支援に取り組むために設置した拠点をいう。

(3) 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。

(4) 民間人材ビジネス事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料の職業紹介事業を行う者をいう。

(5) 人材紹介手数料

法第32条の3第1項各号に定める手数料をいう。

(6) 副業・兼業

就業者が、業務委託契約等に基づき、業務や期間を限定して仕事を受託することをいう。

(7) 副業・兼業プロフェッショナル人材

県内中小企業等が副業・兼業の形態で活用するプロフェッショナル人材のことをいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、栃木県内に事務所・事業所を有する中小企業等であり、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業又は中堅企業

が所有若しくは出資している中小企業

- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業又は中堅企業が所有若しくは出資している中小企業
- (3) 役員の総数の2分の1以上を大企業又は中堅企業の役員若しくは社員が兼務している中小企業
- (4) 国税及び地方税に滞納がある事業者
- (5) 暴力団と関わりのある事業者
- (6) 補助金交付申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申し立てがなされている事業者
- (7) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じ、副業・兼業人材を受け入れるものであること。
- (2) 補助金申請以前に栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材に係る成約実績がないこと。
- (3) 副業・兼業人材が携わる業務領域が、当該人材の実務経験など、その知見やノウハウを活用し、企業の課題解決に資するようなものであること。
- (4) 本補助金とは別に、補助対象経費に対し、国や県等から他の補助金を受けている又は受ける予定がないこと。
- (5) 補助事業者と副業・兼業プロフェッショナル人材との契約関係等が関係法令に違反し、又はそのおそれがないこと。
- (6) 補助事業者と副業・兼業プロフェッショナル人材との契約期間が5か月以内であること。

(補助対象経費及び補助率等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額等は、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1 事業実施計画書	様式第2	1	知事が別に定める日
		2 収支予算書	様式第3	1	
		3 誓約書	様式第4	1	
		4 その他知事が必要と認める書類			

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第8条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

（補助条件）

第9条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、様式第5によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第6によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- （3）知事は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することがある。

（軽微な変更）

第10条 前条第1号における軽微な変更とは、補助事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる事業の内容の変更をする場合をいう。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、知事の求めに応じ、補助対象事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1 事業実績書	様式第7	1	知事が別に定める日
		2 収支決算書	様式第8	1	
		3 補助対象経費を支払ったことを証する書類		1	
		4 その他知事が必要と認める書類			

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び検査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第14条 規則第18条又は第19条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業費補助金交付請求書	様式第9	1 完了検査結果通知書の写し	1	知事が別に定める日
		2 その他知事が必要と認める書類		

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(帳簿の備付等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7（2025）年4月16日から施行する。
- 2 この要領は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	内容	補助率	補助 限度額
紹介手数料	拠点に登録された民間人材ビジネス事業者の利用に係る人材紹介手数料	補助対象経費の 10分の8以内	50万円
報酬	補助対象事業に従事するために要した報酬		
交通費・宿泊費	・補助対象事業に従事するため、県外から就業地までの移動に要する交通費及び宿泊費 ・交通費の算定については、「職員等の旅費に関する条例」に準ずるものとし、往路・復路を対象とする		